

○笠間市手数料条例

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務等	手数料の金額																																				
<p>(31) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為許可申請手数料</p>	<p>(1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr> <td>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>10.0ヘクタール以上</td> <td>310,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr> <td>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき</td> <td>67,000円</td> </tr> <tr> <td>0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき</td> <td>280,000円</td> </tr> <tr> <td>6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき</td> <td>350,000円</td> </tr> <tr> <td>10.0ヘクタール以上</td> <td>490,000円</td> </tr> </table> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr> <td>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき</td> <td>270,000円</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき</td> <td>530,000円</td> </tr> <tr> <td>6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき</td> <td>680,000円</td> </tr> <tr> <td>10.0ヘクタール以上</td> <td>910,000円</td> </tr> </table>	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	45,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	90,000円	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	130,000円	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	180,000円	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	220,000円	10.0ヘクタール以上	310,000円	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	67,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	130,000円	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	210,000円	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	280,000円	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	350,000円	10.0ヘクタール以上	490,000円	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	200,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	270,000円	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	400,000円	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	530,000円	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	680,000円	10.0ヘクタール以上	910,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	45,000円																																				
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	90,000円																																				
1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	130,000円																																				
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	180,000円																																				
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	220,000円																																				
10.0ヘクタール以上	310,000円																																				
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	67,000円																																				
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	130,000円																																				
1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	210,000円																																				
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	280,000円																																				
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	350,000円																																				
10.0ヘクタール以上	490,000円																																				
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	200,000円																																				
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	270,000円																																				
1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	400,000円																																				
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	530,000円																																				
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	680,000円																																				
10.0ヘクタール以上	910,000円																																				
<p>(32) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為変更許可申請手数料</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が910,000円を超えるときは、その手数料の額は910,000円とする。</p> <p>(1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)は、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ開発行為許可申請手数料に規定する額に10分の1を乗じて得た額。ただし、縮小後の開発区域の面積が前項(1)に該当する開発行為であつて、0.1ヘクタール未満の区域は、10,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の区域は22,000円に10分の1を乗じて得た額、前項(2)に該当する開発行為であつて、0.</p>																																				

	<p>1ヘクタール未満の区域は、13,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の区域は31,000円に10分の1を乗じて得た額、前項(3)に該当する開発行為であって、0.1ヘクタール未満の区域は、90,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の区域は130,000円に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発許可申請手数料に規定する額。ただし、新たに編入される開発区域の面積が前項(1)に該当する開発行為であって、0.1ヘクタール未満の区域は、10,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の区域は22,000円、前項(2)に該当する開発行為であって、0.1ヘクタール未満の区域は、13,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の区域は31,000円、前項(3)に該当する開発行為であって、0.1ヘクタール未満の区域は、90,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の区域は130,000円</p> <p>(3) その他の変更については 10,000円</p>
(33) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき 27,000円
(34) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	<p>(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1件につき 1,800円</p> <p>(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 1件につき 2,800円</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 1件につき 18,000円</p>
(35) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき 500円
(36) 開発行為証明手数料	1通につき 400円